

令和7年度の建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付基準

第1 趣旨

この基準は、令和7年度の建設工事競争入札参加資格に係る「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）」（以下「告示」という。）第1の4に定める等級の格付け（以下「格付け」という。）の審査の方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付けの決定方法

1 県内に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

(1) 格付基準

令和7年度建設工事競争入札参加資格に係る審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）は令和6年12月1日（ただし、大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査については、別に定める審査基準日による。）とし、格付けに当たっては、令和5年10月1日から令和6年9月30日の間を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に規定する総合評定値（P）（以下「総合評定値」という。）と工事成績、工事経歴等の状況について付与する点数（以下「主観点数」という。）の合計値（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする（ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りではない。）。

この場合において、それぞれの等級に格付けされるためには、(2)に定める上記の総合評定値の通知における平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和（以下、「総合実績高要件」という。）及び(3)に定める技術職員要件を満たしていなければならないものとする。

なお、前回格付けされた等級（合併、営業譲渡又は吸収分割（以下「合併等」という。））による再認定の場合は、合併等の前に各々が有していた等級のうち上位の等級から2等級以上変動する場合は、前回格付けされた等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けするものとし、前回格付けを受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。

また、直近の格付が再認定により、従前より上位に格付けされた場合において、合併等への取組により主観点数を付与された業種の等級については、当該等級より上位の等級には格付けしないものとする。

| 種類 等級 | 土木工事 | 建築工事 | 電気工事 | 管工事 | 舗装工事 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| A 級 | 総合点数 850点以上 | 総合点数 780点以上 | 総合点数 705点以上 | 総合点数 685点以上 | 総合点数 740点以上 |
| B 級 | 総合点数 725点以上 | 総合点数 665点以上 | 総合点数 590点以上 | 総合点数 550点以上 | 総合点数 585点以上 |
| C 級 | 総合点数 600点以上 | 総合点数 570点以上 | 総合点数 590点未満 | 総合点数 550点未満 | 総合点数 585点未満 |
| D 級 | 総合点数 600点未満 | 総合点数 570点未満 | | | |

(2) 総合実績高要件

| 種類 等級 | 土木工事 | 建築工事 | 電気工事 | 管工事 | 舗装工事 |
|----------|--------------|--------------|--------|--------|--------------|
| A 級 | 2億1千万円 以上 | 2億1千万円 以上 | 1億円以上 | 1億円以上 | 1億円以上 |
| B 級 | 7千6百万円 以上 | 1億円以上 | 5千万円以上 | 4千万円以上 | 1千5百万円 以上 |
| C 級 | 2千8百万円 以上 | 5千万円以上 | | | |

注1) 格付5業種のうち「土木工事」については、土木一式工事の平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和を総合実績高とし、その他の業種については、平均完成工事高を総合実績高とする。

注2) 「平均維持管理業務実績高」とは、下記の1又は2のすべての要件を満たす維持管理業務を受注した実績に限るのとし、「平均実績高」については期間中の実績額を2で除した金額とする。

1. 元請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。）
 - (1) 契約期間が2年に満たない場合
 - ① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、元請けで受注したものに限る。
 - ② 令和4年12月1日から令和6年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡し完了したものに限る。
 - (2) 契約期間が2年を超える場合
 - ① 1の(1)の①と同じ
 - ② 令和4年12月1日から令和6年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡し完了したものに限る。
2. 下請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。）
 - (1) 契約期間が2年に満たない場合
 - ① 大分県が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。
 - ② 1の(1)の②と同じ
 - (2) 契約期間が2年を超える場合
 - ① 2の(1)の①と同じ
 - ② 1の(2)の②と同じ

(3) 技術職員要件

| 種類 等級 | 土木工事 | 建築工事 | 電気工事 | 管工事 | 舗装工事 |
|----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---|
| A 級 | 有資格者 5 名以上 (うち 1 級 2 名以上) | 有資格者 5 名以上 (うち 1 級 2 名以上) | 有資格者 3 名以上 (うち 1 級 1 名以上) | 有資格者 3 名以上 (うち 1 級 1 名以上) | 有資格者 3 名以上 (うち 1 級 2 名以上) 舗装施工管理技術者 2 名以上 (うち 1 級 1 名以上) |
| B 級 | 有資格者 3 名以上 (うち 1 級 1 名以上) | 有資格者 3 名以上 (うち 1 級 1 名以上) | 有資格者 1 名以上 | 有資格者 1 名以上 | 有資格者 2 名以上 |
| C 級 | 有資格者 1 名以上 | 有資格者 1 名以上 | | | |

注1) 資格者数の資格審査基準日は、令和6年12月1日現在とする。

注2) 資格者とは建設業法第15条第2号イに該当する者（1級技術者）及び同法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって（※実務経験を要することなく）直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者（2級技術者）をいう。

注3) 土木工事及び舗装工事のいずれにもA級に格付けされるためには、有資格者6名以上（うち1級4名以上）舗装施工管理技術者2名以上（うち1級1名以上）を要件とする。

注4) 舗装工事の有資格者にあつては、舗装施工管理技術者と兼ねることができる。

2 県外に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

格付けに当たっては、総合評定値に応じて、前項（1）に定める基準に基づき、それぞれの等級に格付けするものとする。この場合において、当該基準中「総合点数」は「総合評定値」と読み替えて適用することとし、それぞれの等級に格付けされるためには、前項（2）及び（3）に定める総合評定値の通知における平均完成工事高（＝総合実績高）及び技術職員数の要件を満たしていなければならないものとする。

第3 主観点数の算定基準

主観点数は、工事成績、工事経歴、契約後VE提案、経営基盤強化への取組、企業の社会貢献度、信用度、法令違反等及び建設業法による監督処分等について、次の基準により算定するものとする。この場合において、工事成績及び工事経歴による点数は、格付けを行う業種ごとに付与し、その他の評価項目に係る点数は、格付けを行うすべての業種に付与するものとする。

(1) 工事成績

令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に完成検査を行った県工事（農林水産部（振興局発注分を含む）、土木建築部、企業局及び教育庁の発注工事）に係る成績評定の点数について、2年間における平均値に基づき、次の点数を付与する。

なお、共同企業体による工事にあつては各構成員に当該工事に係る成績評定の点数を付与した上で平均値を算定する。

| 成績評定平均値 | 点数 | 成績評定平均値 | 点数 |
|---------|------|---------|-----|
| 85点 | +120 | 75点 | +45 |
| 84点 | +110 | 74点 | +40 |
| 83点 | +100 | 73点 | +35 |
| 82点 | +90 | 72点 | +30 |
| 81点 | +80 | 71点 | +25 |
| 80点 | +70 | 70点 | +20 |
| 79点 | +65 | 65点～69点 | 0 |
| 78点 | +60 | 60点～64点 | -30 |
| 77点 | +55 | 59点以下 | -60 |
| 76点 | +50 | | |

(2) 工事経歴

経審結果における審査対象事業年度及び前年度の完成工事高のうち、発注者から直接請け負った公共工事（建設業法第27条の23第1項の建設工事で政令で定めるもの）の完成工事高について、審査対象事業年度及び前年度の平均値に基づき、次の点数を付与する。

①土木工事及び建築工事

| 完成工事高 (千円) | 点数 | 完成工事高 (千円) | 点数 |
|----------------------|----|--------------------|----|
| 500,000 以上 | 80 | 50,000 ～ 60,000 未満 | 28 |
| 400,000 ～ 500,000 未満 | 72 | 40,000 ～ 50,000 未満 | 24 |
| 200,000 ～ 400,000 未満 | 64 | 30,000 ～ 40,000 未満 | 20 |
| 150,000 ～ 200,000 未満 | 56 | 20,000 ～ 30,000 未満 | 16 |
| 100,000 ～ 150,000 未満 | 48 | 10,000 ～ 20,000 未満 | 12 |
| 90,000 ～ 100,000 未満 | 44 | 5,000 ～ 10,000 未満 | 8 |
| 80,000 ～ 90,000 未満 | 40 | 2,000 ～ 5,000 未満 | 4 |
| 70,000 ～ 80,000 未満 | 36 | 2,000 未満 | 0 |
| 60,000 ～ 70,000 未満 | 32 | | |

②電気及び管工事

| 完成工事高 (千円) | 点数 | 完成工事高 (千円) | 点数 |
|----------------------|----|--------------------|----|
| 150,000 以上 | 64 | 25,000 ～ 30,000 未満 | 24 |
| 100,000 ～ 150,000 未満 | 56 | 20,000 ～ 25,000 未満 | 20 |
| 70,000 ～ 100,000 未満 | 48 | 15,000 ～ 20,000 未満 | 16 |
| 50,000 ～ 70,000 未満 | 44 | 10,000 ～ 15,000 未満 | 12 |
| 45,000 ～ 50,000 未満 | 40 | 5,000 ～ 10,000 未満 | 8 |
| 40,000 ～ 45,000 未満 | 36 | 1,000 ～ 5,000 未満 | 4 |
| 35,000 ～ 40,000 未満 | 32 | 1,000 未満 | 0 |
| 30,000 ～ 35,000 未満 | 28 | | |

③舗装工事

| 完成工事高 (千円) | 点 数 | 完成工事高 (千円) | 点 数 |
|----------------------|-----|--------------------|-----|
| 200,000 以上 | 5 6 | 20,000 ～ 30,000 未満 | 2 4 |
| 100,000 ～ 200,000 未満 | 5 2 | 10,000 ～ 20,000 未満 | 2 0 |
| 90,000 ～ 100,000 未満 | 4 8 | 7,000 ～ 10,000 未満 | 1 6 |
| 80,000 ～ 90,000 未満 | 4 4 | 5,000 ～ 7,000 未満 | 1 2 |
| 70,000 ～ 80,000 未満 | 4 0 | 2,000 ～ 5,000 未満 | 8 |
| 50,000 ～ 70,000 未満 | 3 6 | 1,000 ～ 2,000 未満 | 4 |
| 40,000 ～ 50,000 未満 | 3 2 | 1,000 未満 | 0 |
| 30,000 ～ 40,000 未満 | 2 8 | | |

(3) 契約後VE提案

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に契約後VE提案を採択された県工事がある場合、1件の工事につき20点を付与する。

(4) 経営基盤強化への取組

①合併等への取組 (約3年間)

- 格付5業種 (土木、建築、電気、管、舗装) の資格を有する者のうち、同一業種の有資格者間で合併等を行い入札参加資格再認定の申請を行った場合、当該業種に対し次の点数を付

与したうえで、速やかに格付けを見直すものとする。

ただし、最下位等級の格付業種を有する者との合併の場合、当該業種には付与しない。

なお、営業譲渡及び吸収分割による入札参加資格の再認定については、営業を譲渡する者が譲受者に対し、建設業のすべてを譲渡するとともに、建設業を廃業する場合に限る。

合併時経審等における総合評定値 (客観点数) の10%に相当する点数 (整数未満切捨)

- 令和7年4月1日現在において、入札参加資格の再認定の通知を受けてから3年を経過しない者には、次の点数を付与する。

第2の1の(1)に定める期間を審査基準日とする経営事項審査又は合併時経審等のうち、直近の経営事項審査に係る総合評定値 (客観点数) の10%に相当する点数 (整数未満切捨)

②新分野進出への取組状況

令和3年12月1日から令和6年11月30日までの間において、日本標準産業分類に定める「大分類E・建設業」以外の分野の産業に進出し、500万円以上の支出を行っている場合、又は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法第18号)第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得ている場合10点を付与する。
ただし、資格審査基準日現在において、進出した新分野事業を継続して行っているときに限る。

(5) 企業の社会貢献度

資格審査基準日の属する年度における企業の社会的役割の観点から、次に掲げる事項について基準を満たす場合は、次の区分により、それぞれ次の点数を付与する。

①障がい者の雇用状況

- 資格審査基準日の属する年度の6月1日現在において「障害者の雇用の促進に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という)第43条に係る雇用義務のある建設業者で、資格審査基準日現在において、雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精

神障がい者（以下「障がい者」という。）の数が、法定雇用障がい者数以上であるとき。

10点

- 資格審査基準日の属する年度の6月1日現在において「障害者雇用促進法」第43条に係る雇用義務がない建設業者で、資格審査基準日現在において、障がい者（個人にあつては事業主又は支配人、法人にあつては役員であるものを除く）を雇用しているとき。

20点

② 若年労働者の雇用状況

令和3年12月1日から令和6年11月30日までの間に40歳未満の若年労働者を採用し、資格審査基準日現在において常勤雇用しているときは、その建設業従事者1人につき5点を付与する。ただし上限を20点とする。

なお、「40歳未満の若年労働者」とは、雇用保険加入者に限る者とし、資格審査基準日現在において、40歳未満である者をいう。

③ 従事職員数の状況

資格審査基準日現在において、当該建設業者に常勤している役員又は従事職員の状況に応じて、下記のとおり付与する。ただし、健康保険又は雇用保険の加入者に限る者であること。なお、建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まない。

| | |
|----------|-----|
| ・1人～ 5人 | 0点 |
| ・6人～10人 | 5点 |
| ・11人～15人 | 10点 |
| ・16人～20人 | 15点 |
| ・21人～25人 | 20点 |
| ・26人～30人 | 25点 |
| ・31人以上 | 30点 |

④ 不当要求防止責任者講習の受講状況

令和3年4月1日から令和6年11月30日のまでの間に「不当要求防止責任者講習」を受講した建設業者に対し5点を付与する。

なお、受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、かつ資格審査基準日現在において、建設業者に在籍していることを条件とする。

また、一建設業者に複数人の受講者が存在しても、最大5点とする。

⑤ 建設業労働災害防止協会への加入状況

資格審査基準日現在において、建設業労働災害防止協会（第1号会員）に加入している建設業者に限り5点付与する。

⑥ エコアクション21認証・取得状況

資格審査基準日現在において、エコアクション21認証・登録を受けている建設業者に対し5点を付与する。

⑦ 保護観察対象者の協力雇用主の登録状況

審査基準日現在において、大分保護観察所に保護観察対象者の協力雇用主として登録を受けている建設業者に対して5点付与する。

⑧ ワークライフバランス関連の認定等の状況

- 資格審査基準日現在において、次のいずれかの認定または表彰実績がある建設業者に対し、次の点数を付与する。

- ア) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）
- イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）
- ウ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）
- エ) おおいた働き方改革推進優良企業表彰
- オ) おおいた女性活躍推進事業所表彰
 - ・ア) からオ) のうち
 - 2つ以上の認定等を受けている場合 30点
 - 1つの認定等を受けている場合 15点
- 資格審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し、受理されている建設企業等に対し、次の点数を付与する。（ただし、ア) からオ) で加対象となる場合は除く）
 - ・1企業につき5点

(6) 信用度

資格審査基準日の属する年度及び前年度における指名停止措置の期間に応じ1月につき－10点（1月に満たない場合は－5点）を付与する。

(7) 法令違反等

第2の1の（1）に定める期間及びその前期間を審査基準日とする経営事項審査又は資格審査基準日の属する年度及び前年度の営業所調査等において、次の事項については是正指導を受けた場合は、それぞれ次の点数を付与する。

法令違反の是正指導

- ・建設業法違反（一括下請負、虚偽申請、技術者専任性） －15点
- ・上記以外の建設業法違反 －10点
- ・他の法令違反 －10点

(8) 建設業法による監督処分

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の区分によりそれぞれ次の点数を付与する。

- ① 指示処分 －30点
- ② 営業停止処分 －45点
- ③ 一部業種に係る許可の取消処分 －60点

ただし、同一の事由により監督処分及び指名停止措置を受けた場合は、(6)又は(8)により算定した点数のうち、減点数の大きい点数を付与する。

(※ 処分等を受けた年度が異なる場合は、翌年度以降において点数の差を調整する。)

(9) 書面による警告に関する措置

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）」第10に規定をする「書面による警告」を受けた場合は、次の点数を付与する。

警告1件につき－5点